**川島町高齢者福祉事業一覧**

　　　　　　　　　　　　令和３年４月現在

**１．高齢者の福祉を推進する事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金 | 担当 |
| 外出支援サービス | 疾病や障がいにより公共交通機関（タクシー含む）を利用して外出するのが困難な高齢者を、医療機関や町内の金融機関、お店などに送迎するサービスです。家族の付き添いが必要です。 | 1. おおむね65歳以上の方
2. 疾病や障がいにより公共交通機関の利用が困難な方
3. 家族が送迎できないまたは家族の送迎に介助を要する方
4. 要介護（支援）認定を受けている方

以上の条件をすべて満たす方 | 迎車料　300円３０分　500円（30分ごとに精算）例〉片道３０分の病院往復の場合　800円 | 健　康福祉課 |
| 外出支援ヘルパーサービス | 家族が付き添えない方で、一人で行動することが困難な方は、医療機関に限りヘルパーの介助を受けることができます。 | 外出支援サービスを利用している方 | 外出支援の負担金＋・1時間　600円・15分の延長につき50円追加 | 健　康福祉課 |
| かわじま安心お助け隊 | ボランティア（サポーター会員）が、援助を必要とする方の通院や買い物の付き添い、家事などの手伝いを行います。 | 65歳以上の高齢者または障がいのある方 | 1時間当たり600円 | 社　会福　祉協議会 |
| 車いすの貸出 | 一時的なケガや、外出などで短期間車いすを使用したい方に対し、一定期間（３か月以内）貸し出します。 | 町内在住の方※介護保険による福祉用具貸与や、身体障害者日常生活用具の給付など、他サービスが利用できる方を除きます。 | なし | 社　会福　祉協議会 |
| 生活福祉資金の貸付 | 一時的に生活資金を必要とする方に対し、安定した生活を送れるよう、資金の貸付と相談支援を行います。 | 障がいのある方または高齢者のうち、低所得世帯の方 |  | 社　会福　祉協議会 |
| あんしんサポートねっと | 高齢者や障がいのある方で、判断能力が不十分な方に対し、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や金銭管理、郵便物の整理など、生活支援員・専門員がお手伝いします。 | 1. おおむね65歳以上の方で認知症などにより判断能力が不十分な方
2. 障がいなどにより判断能力が不十分な方

以上のいずれかの条件の方 | 利用料金＝1,200円（１回１時間まで）書類等預かり＝基本料2,000円／年利用料500円／月 | 社　会福　祉協議会 |
| 弁当宅配サービス | 赤十字奉仕団の協力のもと、単身高齢者に対し、毎月第3木曜日にご自宅にお弁当を届けます。 | 65歳以上の単身高齢者 | １回200円 | 社　会福　祉協議会 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金、補助金 | 担当 |
| 在宅高齢者配食サービス | ひとり暮らしの高齢者に対し、栄養バランスの取れた食事をお届けすることで低栄養状態を改善し、フレイル予防につなげるものです。 | 1. 町内在住でおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯
2. 身体的または精神的な事情により、自ら買い物や食事の支度が困難な方
3. 町民税非課税世帯の方
4. 介護認定を受けていて、訪問介護による生活援助のうち調理支度を受けていない方
 | １食につき３００円を補助します。１週間あたりの補助の上限は、１人あたり週４日、１日１食まで。 | 健　康福祉課 |
| 住民票等宅配サービス | 外出することが困難な高齢者や障がいのある方を対象に、戸籍や住民票の写し、印鑑証明書、各種税の証明書などを電話やFAXで申請し、町職員がご自宅までお届けします。配達手数料は無料です。 | 1. 満70歳以上の高齢者のみの世帯の方
2. 身体障害者手帳（肢体不自由・視覚障害に限る）
3. １級・２級の方
4. 療育手帳をお持ちの方
5. 要介護４・要介護５の方
 | 戸籍謄抄本：450円戸籍の附票：200円改製原戸籍謄抄本：750円住民票(写)：200円印鑑証明書：200円各種税証明：200円 | 町　民生活課☎2991754 |
| ふれあい戸別収集 | 高齢者や障がいのある方のうち、家庭ごみを地区の集積所に持っていくことが困難な世帯に週１回訪問し、家庭ごみを回収するサービスです。 | 1. 要介護1以上の方
2. 身体障害者手帳1級～3級の方
3. 療育手帳・Ａの方
4. 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

世帯員全員が以上のいずれかの条件に該当する世帯 | 無料 | 環境センター☎2975666 |
| かわみんタクシー | 事前に登録すれば、自宅などから町内の行きたい場所や、指定の町外病院に行くことができる交通弱者の日中の移動を支援する交通サービスです。 | 町内在住の１６歳以上の方 | １台町内全域、片道５００円。７５歳以上の方、障がいのある方、運転免許返納者は町内片道３００円。 | 政　策推進課☎299 1752 |

**２．高齢者介護を支援する事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金、補助金 | 担当 |
| 紙おむつ給付 | 常時排泄の介助を要する高齢者は、1ヶ月あたり6,000円分までは１割負担で購入できます。紙おむつは必要な種類を選ぶことができます。入院、入所されている方はご利用できません。 | 1. おおむね65歳以上で寝たきり状態の方
2. 重度の障がいを有する方

以上の条件をいずれか満たし、常時失禁する状態である方 | １ヶ月6,000円（税込）までは1割負担。(おむつを配布する業者に支払います) | 健　康福祉課 |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金、補助金 | 担当 |
| ねたきり老人手当 | ねたきりの方や重度の認知症の方をご自宅で介護しているご家族に対し、１ヶ月あたり5,000円の手当を支給します。 | 1. 6ヶ月以上ねたきりの方
2. ６ヶ月以上重度の認知症

の状態が継続している方いずれかに該当する同居家族を介護している町内在住の方 | １ヶ月につき5,000円を補助します。支給は４月、８月、１２月の年３回となります | 健　康福祉課 |
| 車いす用リフト付き自動車の貸出 | 車いすのまま乗降できるリフト付き自動車を貸し出します。（2日以内） | 外出の際に車いすを必要とする方※申し込みの際、車を運転する方の運転免許証と認印が必要です。 | 走行した距離のガソリン代を１キロ３０円で計算し返却時に精算します。 | 社　会福　祉協議会 |

**３．高齢者の生活を地域で見守る事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金 | 担当 |
| 高齢者安否確認ネットワーク | ガス事業者や新聞店、郵便局、農協などの協力を得て、配達や検針、集金などの訪問時に不審な状況を発見した場合、町や地域包括支援センターに通報する協定を結んでいます。 | 全住民 | なし | 健　康福祉課 |
| ふれあい活動（見守り活動） | 高齢者世帯に対し、民生委員や推進員（地域の方）による、日常的な見守りを行います。 | 単身高齢者世帯、または高齢者のみ世帯で見守りを希望される方 | なし | 健　康福祉課 |

**４．高齢者の生活の安全を守る事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金 | 担当 |
| 緊急通報システム | 慢性疾患を有する単身の高齢者（それに準ずる）に対し、緊急時に救急車が呼べる機器を貸与します。 | 1. おおむね65歳以上の方
2. 町内在住の単身者（それに準ずる方）
3. 慢性疾患を有する方

以上の条件をすべて満たす方 | なし | 健　康福祉課 |
| 徘徊高齢者探索システム | 徘徊の恐れのある高齢者や知的障がいのある方に対し、端末機を所持してもらい、ＧＰＳにて居所を探索するシステムです。 | 1. おおむね65歳以上の方で認知症などを有する方
2. 知的障がいの方

いずれかの条件を満たす方 | 端末機は無料探索料は月２回まで無料(後1回100円)現場急行サービス10,000円 | 健　康福祉課 |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金 | 担当 |
| どこシル伝言板(徘徊高齢者等見守りシール交付) | 認知症等で行方不明になった際、衣服や持ち物に貼ったQRコードがスマホなどで読み取られると、ご家族へ瞬時に発見通知メールが届くシステムです。２４時間３６５日、素早く連絡が取れます。徘徊時の万一のトラブルや事故に対応する「個人賠償責任保険」に合わせて無料で加入することができます。 | 町内在住でおおむね６５歳以上の高齢者または障がい者で、徘徊により行方不明となる恐れのある方 | なし | 健　康福祉課 |
| 安心ｶｰﾄﾞ＆救急ｶｰﾄﾞ | 見守りが必要な方について、医療情報や緊急連絡先などの情報を登録します。登録された方には、安心カード＆救急カードと救急ステッカーが配布され、万が一救急車を呼んだときは、登録されている人の医療情報などを救急隊員が確認できるシステムです。 | 町内在住の１人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯（それに準ずる世帯）※希望する方は地区の民生委員にご相談ください。 | なし | 健　康福祉課 |

**５．高齢者のふれあいと生きがいを提供する事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金 | 担当 |
| シニア学園 | さまざまな内容で、６月～３月に全１７回開催します。申込みは４月に行います。 | 町内在住の６０歳以上の方（過去の受講者は除く） | 無料 | 社会福祉協議会 |
| いきいきサロン | 各地区民生委員を中心に集落センター等でさまざまなイベントを開催しています。 | 対象者には民生委員からお知らせします。 | 材料費等 | 社会福祉協議会 |

**６．介護保険利用料補助事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 補助金 | 担当 |
| 介護ｻｰﾋﾞｽ低所得者利用料補助 | 介護保険による居宅サービスを利用した方に対し、自己負担分の１／２の額を補助します。 | 町民税非課税世帯のうち介護保険による居宅サービスを利用している方 | 居宅サービス利用分の自己負担分の１／２の額 | 健　康福祉課 |

**７．介護する家族を応援する事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金 | 担当 |
| 認知症を支える家族の交流会 | 認知症についての学習や介護者同士の情報交換を行います。 | 認知症の家族を介護しているまたは介護していた方 | 無料 | 地　域包　括支援センター |

**８．認知症への理解を深めるための事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金、補助金 | 担当 |
| 認知症サポーター養成講座 | 認知症を理解し、地域で話し合うため、認知症サポーターを養成します。 | 町内在住の方 | 無料 | 地　域包　括支援センター |

**９．いつまでも健康な体を維持するための事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 説　　明 | 対　象　者 | 負担金 | 担当 |
| 若返りサロン（通所Ｃ型） | 要介護状態になることを予防するための運動教室を行います。週１回で３ヶ月間（全１１回）実施します。送迎も行っています。 | 町内在住の６５歳以上の方で、要介護状態となるおそれのある方 | 無料 | 地域包括支援センター |
| 訪問栄養指導（訪問C型） | 管理栄養士が訪問し、低栄養、生活習慣病予防などのための栄養バランスの改善を行います。 | 町内在住の６５歳以上の方で、要介護状態となるおそれのある方 | 無料 | 健　康福祉課 |
| こつこつクラブﾞ | 有志の方が公民館に週１回集まり、介護予防のための体操を行っています。 | 町内在住の６５歳以上の方 | 無料 | 地　域包　括支援センター |
| ハッピー体操 | ボランティア（ハッピー体操サポーター）を中心に、音楽に合わせた体操を、各地区公民館等で定期的に行っています。 | 町内在住の６５歳以上の方 | 無料 | 社　会福　祉協議会 |
| いきいき体操 | ボランティア（いきいき体操サポーター）を中心に、おもりとイスを使った筋力アップのための体操を各地区集会所で週１回行っています。 | 町内在住の方ならどなたでも参加できます。 | 無料 | 健　康福祉課 |
| かわべえ健幸マイレージ | 対象事業に参加してポイントを獲得し、ポイント数に応じて景品と交換します。 | 町内在住の１８歳以上の方 | 無料 | 健　康福祉課 |



　　　 **川島町健康福祉課　福祉グループ　　　049-299-1756**

**川島町地域包括支援センター　　　　　049-299-5422**

 **川島町社会福祉協議会　　　　　　　　049-297-7111**